

第8編 人事・給与 第2章 服務 「上智学院ハラスメント防止等に関する規程」

制定 2003年（平成15年）4月1日
改正 2005年（平成17年）4月1日
2010年（平成22年）4月1日
2011年（平成23年）4月1日

（目的）

第1条 この規程は、学校法人上智学院（以下「学院」という）がすべての構成員の人格を尊重し、ハラスメントが人権侵害及び性差別をもたらすことを認識して、ハラスメントを防止し、公正で安全な環境における教育、研究、勉学、学生生活及び就業を保障するとともに、ハラスメントが生じた場合の救済等を行うことを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、「ハラスメント」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- （1）セクシュアル・ハラスメント 相手の望まない性的な言動又は性差別的な意識に基づく言動であって、次のいずれかに該当する行為
 - イ 教育、研究、勉学、学生生活及び就業上の関係を利用し、その言動への対応によって利益を与え、又は不利益を被らせる行為（対価型セクシュアル・ハラスメント）
 - ロ その言動により不快感を抱かせ、教育・研究環境、学生生活環境や就業環境を悪化させる行為（環境型セクシュアル・ハラスメント）
- （2）アカデミック・ハラスメント 教員が職務上の地位又は権限を不当に利用し、他の教員・学生等に対して行う教育研究上の不適切な言動
- （3）パワーハラスメント 教職員が職務上の地位または権限を不当に利用し、他の教職員に対して行う就労上の不適切な言動

2 この規程において、「教職員及び学生等」とは、次に掲げる者をいう。

- （1）学院が雇用する教職員（雇用形態を問わない）
- （2）学院が設置する学校に在籍する学生、交換留学生、科目等履修生、聴講生及び研究生
- （3）学院が設置する学校が開設する公開講座の受講生
- （4）附置研究所・センターの所員、客員教員、客員研究員、共同研究員、特別研究員、交換教授等
- （5）全各号に掲げる者に類する者

（対象・適用範囲）

第3条 この規程は、教職員及び学生等が行い、または、これらの者に対して行われるハラスメントに適用する。そのハラスメントが、学院と関連性を有するものである限り、学内・外、正課・課外、就労時間内・時間外のいずれにおいて行われたかを問わない。

2 教職員及び学生等に対して、学外者がハラスメントを行ったときは、本規程に準じ、解決のために適切な措置をとるよう努めるものとする。

（禁止及び啓発）

第4条 学院は、いかなるハラスメントをも禁止するとともに、その防止のために教職員及び学生等に対する啓発活動を行うものとする。

（ガイドライン）

第5条 学院は、本規程の目的を遂行するために、ハラスメントに関するガイドラインを定め、学院が設置する学校のすべての教職員及び学生等に周知するものとする。

（理事長・学長等の責務）

第6条 理事長及び学院が設置する学校の長は、教職員及び学生等の教育、研究、勉学、学生生活及び業務を阻害するようなハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントが生じた場合には、この規程及び関連する規程等に基づき、迅速かつ適切に措置を講じなければならない。

(構成員の責務)

第7条 教職員及び学生等は、学院が定めるハラスメントに関する規程を遵守し、ハラスメントを行わないように注意しなければならない。

2 教職員を監督する地位にある者は、良好な就業環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントが生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(防止委員会)

第8条 学院は、ハラスメントの防止、被害の調査、被害者の救済、相談員に係わる事項、及びその他の事項を審議するために、ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という）を理事長のもとに設置する。

2 防止委員会に関する規程は別に定める。

(相談員)

第9条 学院は、ハラスメントに関する相談にあたるためにハラスメント相談員を置く。

2 相談員に関する規程は、別に定める。

(プライバシーの保護と守秘義務)

第10条 防止委員会委員、相談員、その他関係する教職員は、ハラスメントに関し職務上知り得たあらゆる情報の秘密を厳守するとともに、関係者のプライバシーを保護し、人権を尊重しなければならない。

(不利益の禁止)

第11条 ハラスメントに関する苦情申立て、当該申立てに係わる調査への協力、その他ハラスメントに対する教職員及び学生等の対応に起因して、これらの当事者が不利益を受けることがあってはならない。

(虚偽の申立て・証言の禁止)

第12条 ハラスメントに関するあらゆる過程において、虚偽の申立てや証言を禁止する。学院は、そのような行為が発覚した場合は、虚偽の申立てを行った者若しくは虚偽の証言を行った者を処分審議の対象として取り扱い、名誉を毀損された者に対しては、速やかに名誉回復の措置を講ずる。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、防止委員会の議を経て、学院の定める手続きによる。

附則

1 この規程は、2003年（平成15年）4月1日から施行する。

2 本規程及びハラスメントに関するガイドラインは、施行後、1年後に見直しを行うものとする。

附則

この規程は、2005年（平成17年）4月1日から改正、施行する。

附則

この規程は、2010年（平成22年）4月1日から改正、施行する。

附則

この規程は、2011年（平成23年）4月1日から改正、施行する。

(以 上)

第3編 会議・委員会等 第4章 委員会等 「ハラスメント防止委員会細則」

制定 平成15年 4月 1日
改正 平成16年 4月 1日
平成17年 4月 1日
平成20年 7月 1日
平成22年 4月 1日
平成23年 4月 1日

第1章 目的

(目的)

第1条 この細則は、上智学院ハラスメント防止等に関する規程（以下、「防止規程」という。）第8条第2項に基づき、ハラスメント防止委員会（以下、「防止委員会」という。）に関する事項を定める。

第2章 ハラスメント防止委員会

(任務)

第2条 防止委員会は、学校法人上智学院（以下、「学院」という。）における次の事項について取扱う。

- (1) ハラスメントの防止に関する事項全般を所掌し、政策立案、関連規程の改廃、ガイドラインの策定及びハラスメント相談員（以下、「相談員」という。）に関する事項
- (2) 相談者からの申し出による当事者間の調整に関する事項
- (3) 苦情申立てに基づき、又は、緊急の必要性を認めて行う調査に関する事項
- (4) 被害者の救済措置及びその実施に関する事項
- (5) その他委員長が必要と認めた事項

(防止委員会の構成)

第3条 防止委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成し、男女比がほぼ等しくなるように配慮するものとする。

- (1) 理事長が委嘱する理事
- (2) 学生総務担当副学長（上智大学）
- (3) 学務担当副学長（上智大学）
- (4) 総務局長
- (5) 人事局長
- (6) 学生局長
- (7) 学生センター長（上智大学）
- (8) 理事長が任命する上智大学の教員 7名
- (9) 理事長が任命する上智短期大学の教員 1名
- (10) 理事長が任命する聖母大学の教員 1名
- (11) 理事長が任命する上智社会福祉専門学校の教員 1名
- (12) 理事長が任命する聖母看護学校の教員 1名
- (13) 理事長が任命する職員 4名

(防止委員会委員の任期)

第4条 防止委員会委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(防止委員会委員長・副委員長)

第5条 防止委員会委員長は、理事長が委嘱する理事がこれにあたる。防止委員会委員長は、防止委員会を召集し、その議長となる。委員長に事故あるときには、副委員長がこれにあたる。

2 防止委員会副委員長は、学生総務担当副学長がこれにあたる。

(防止委員会の開催)

第6条 防止委員会は、毎年2回定例会議を開く。ただし、委員長が必要と認めた場合には、臨時に会議を開くことができる。

(防止委員会の議事)

第7条 防止委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8条 防止委員会は、必要に応じて学院外の専門家の意見を求めることができる。

第3章 ハラスメント対策委員会

(ハラスメント対策委員会の設置)

第9条 防止委員会委員長は、第2条第2号、第3号及び第4号の事項を取扱うために、防止委員会のもとにハラスメント対策委員会（以下、「対策委員会」という。）を設置する。

(対策委員会の構成)

第10条 対策委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 防止委員会委員長
 - (2) 防止委員会副委員長
 - (3) 防止委員会委員長が選任する防止委員会委員 若干名
 - (4) 前三号に掲げる者のほか、特段の事情がある場合において防止委員会委員長が指名する学院の教職員 若干名
- 2 対策委員会委員長は、防止委員会委員長がこれにあたる。
- 3 対策委員会副委員長は、防止委員会副委員長がこれにあたる。
- 4 対策委員会委員長は、その権限を対策委員会副委員長に委譲することができる。
- 5 対策委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(対策委員会の開催)

第11条 対策委員会委員長は、次の事由が生じた場合に対策委員会を開く。

- (1) ハラスメントに関する相談者が当事者間の話し合いによる調整を希望した場合
- (2) ハラスメントに関する苦情の申立てがなされた場合

(当事者間の話し合いによる調整)

第12条 前条第1号の場合には、対策委員会委員長は、中立性及び公正性を考慮して対策委員会の中から若干名を指名し、調整にあたることを要請する。

2 対策委員会委員長が必要であると認めた場合には、相談員が調整を行うことができる。

第4章 ハラスメント調査委員会

(調査委員会の設置)

第13条 第11条第2号の場合には、対策委員会委員長は、苦情の申立てがなされた日から1週間以内にハラスメント調査委員会（以下、「調査委員会」という。）を設置し、苦情に関する調査を行い、その調査結果を書面により報告するよう調査委員会に要請する。

2 (削除)

2 対策委員会委員長は、第1項の規定にかかわらず、苦情を申立てた者及びハラスメントを行ったと主張されている者の双方が学院が設置する学校の学生である場合には、調査委員会を設置しない。この場合において、対策委員会委員長は、これらの学生の所属する学校の長に対して、苦情に関する調査及び被害者の救済措置の実施について書面により要請する。

(調査委員会の構成)

第14条 調査委員会は、対策委員会委員長が指名する教職員3名以上（対策委員会委員1名を含む）の委員をもって構成する。委員の半数以上は、苦情を申立てた者と同姓でなければならない。

2 前項の指名にあたって、対策委員会委員長は、調査の客観性、中立性及び公平性が確保されるよう配慮しなければならない。

3 調査委員会委員長は、委員の互選により選出する。

(調査・報告書の作成)

第15条 調査委員会は、苦情の申立てがなされた日からおおむね1ヵ月以内に、調査を終了し、調査結果を書面により対策委員会に報告しなければならない。この期間内に調査が終了しないことが明らかとなった場合には、対策委員会の許可を経て、期間の延長を求めることができる。

2 調査委員会は、ハラスメントを行ったと主張されている者に対して意見陳述の機会を与えなければならない。

3 調査委員会は、必要に応じて学院外の専門家の意見を求めることができる。

4 調査委員会は、委員の一致した意見に基づいて調査結果を報告しなければならない。ただし、重要な問題に関して、委員の一部に異なる意見が存在する場合には、その意見を付記することができる。

5 調査委員会は、調査結果の報告に際して、調査の関係書類を対策委員長に提出しなければならない。

(職権による調査委員会の設置)

第16条 対策委員会委員長は、緊急の必要性が認められるときには、苦情の申立てがなく本人の意思確認が難しい場合であっても、対策委員会の議を経て、調査委員会を設置することができる。

2 前項の場合には、第12条及び第13条の規定を準用する。

3 対策委員会委員長は、ハラスメントの被害者とされた者が、第1項に基づく調査及び救済措置の実施に反対する意思を表示した場合には、調査委員会の設置を取消し、これを対策委員会に報告する。

第5章 被害者の救済、ハラスメントを行った者に対する措置、不服申立て

(被害者の救済)

第17条 対策委員会は、調査委員会からの報告に基づき、事実関係を確認し、被害者の救済措置について決定する。

- 2 対策委員会委員長は、苦情を申立てた者及びハラスメントを行ったと主張された者に対して、対策委員会が確認した事実関係及び適当であると判断した被害者の救済措置を書面により通知する。
- 3 対策委員会委員長は、対策委員会の決定に基づき、自ら被害者の救済措置を実施し、又は、関係者に実施を書面により要請する。
- 4 対策委員会委員長は、調査結果、事実関係及び被害者の救済措置について、理事長、第2項に定める者の所属する学校の長及び防止委員会に書面により報告する。

(ハラスメントを行った者に対する措置)

第18条 前条の規定にかかわらず、対策委員会が、上智学院就業規則第34条又は上智大学学則第60条、上智短期大学学則第57条、上智社会福祉専門学校学則第23条、その他学院の規程に定める処分が必要であると決定した場合には、防止委員会委員長は防止委員会の議を経て、理事長及びハラスメントを行った者の所属する学校の長に対して書面によりその処分について審議を要請するものとする。

- 2 防止規程第2条第2項に定める身分のうち、前項に該当しない身分については、防止委員会委員長は防止委員会の議を経て、理事長及びハラスメントを行った者の所属する学校の長に対して書面によりその取扱いについて審議を要請するものとする。

(不服申立て)

第19条 苦情を申立てた者又はハラスメントを行ったと主張された者は、確認された事実関係及び被害者の救済措置について不服がある場合には、通知のなされた日の翌日から3日以内に、理由を示した書面により学院に対して不服を申立てることができる。

この場合、対策委員会委員長は、不服を申立てた者以外の者に対して、不服申立ての内容を通知し、意見陳述の機会を与えなければならない。

- 2 防止委員会は、不服申立てがなされた日からおおむね1ヶ月以内に不服申立てについて審議し、必要がある場合には、対策委員会の決定を改める。
- 3 防止委員会委員長は、事実関係を再調査する必要があると認められる場合には、その調査のための委員会を設置する。この委員会は、対策委員会及び調査委員会の委員以外の防止委員会委員若干名により構成する。
- 4 防止委員会委員長は、第2項の決定を、苦情を申立てた者及びハラスメントを行ったと主張された者に書面により通知するとともに、理事長及びこれらの者の所属する学校の長に書面により報告する。
- 5 第2項の決定に対しては、不服を申立てることはできない。

第6章 雑則

(苦情申立ての取下げ)

第20条 苦情に関する調査が行われている間に苦情申立てが取下げられた場合には、対策委員会委員長は、調査を停止させた上で調査委員会を解散し、これを対策委員会に報告する。

- 2 苦情に関する調査が終了した後に苦情申立てが取下げられた場合には、対策委員会による被害者の救済措置の決定及び対策委員長による救済措置の実施は行わない。第14条第5項の場合における防止委員会委員長による処分の提案についても、同様とする。
- 3 前項の場合には、第16条第4項の規定を準用する。

(プライバシーの保護と守秘義務)

第21条 防止委員会、対策委員会及び調査委員会の委員、その他関係する教職員は、ハラスメントに関し職務上知り得たあらゆる情報の秘密を厳守するとともに、関係者のプライバシーを保護し、人権を尊重しなければならない。

(事務局)

第22条 防止委員会、対策委員会に関する事務局は、総務局とする。

2 事務局は、すべての関係書類を管理し、保存する。

第23条 調査委員会の事務局は、相談者が学生である場合は学生局学生センターとし、教職員である場合は人事局人事サービスグループとする。

(改廃)

第24条 この規程の改廃は、防止委員会の議を経て、学院の定める手続きによる。

附 則

1 この規程は平成15年4月1日から施行する。

2 本規程は、施行後、1年後に見直しを行うものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2005年（平成17年）4月1日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2008年（平成20年）4月1日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2010年（平成22年）4月1日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2011年（平成23年）4月1日から改正、施行する。

(以 上)

第8編 人事・給与 第2章 服務 「ハラスメント相談員細則」

制定 平成15年 4月 1日
改正 平成17年 4月 1日
平成20年 7月 1日
平成22年 4月 1日
平成23年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、上智学院ハラスメント防止等に関する規程（以下「防止規程」という）第9条に基づき、ハラスメント相談員（以下「相談員」という）に関して必要な事項を定める。

(任務)

第2条 相談員は、学校法人上智学院（以下「学院」という）において、防止規程第3条第1項に定める者のハラスメントに関する相談を行う。

(構成)

第3条 相談員は、次の各号に掲げる専任教職員とし、理事長がこれを委嘱する。

- | | |
|--------------------|----|
| (1) 上智学院及び上智大学の教職員 | 5名 |
| (2) 上智短期大学の教職員 | 1名 |
| (3) 上智社会福祉専門学校の教職員 | 1名 |
| (4) 聖母大学の教職員 | 1名 |
| (5) 聖母看護学校の教職員 | 1名 |

2 理事長は、前項に掲げる者の他に、学内外の医師、カウンセラーを相談員に委嘱することができる。

3 相談員は、ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という）及びハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という）の委員を兼ねることはできない。

(任期)

第4条 相談員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、特別な事情がある場合は、任期を延長することができる。

(相談員の公表)

第5条 相談員の所属、氏名及び学内連絡先は学院内に公表する。

(研修)

第6条 相談員は、職務に必要な教育研修を受けていなければならない。

(相談受付部署)

第7条 相談の受付は次の部署で行うこととし、いずれの窓口でも相談希望者の申し込みを受け付けることができる。

- (1) 上智大学
学事センター、学生センター、保健センター、人事サービスグループ、
聖母目白キャンパス事務センター
- (2) 上智短期大学
短期大学事務センター
- (3) 上智社会福祉専門学校
社会福祉専門学校事務センター
- (4) 聖母大学及び聖母看護学校 目白聖母キャンパス事務センター

(相談)

第8条 相談員は、相談者の同意を得て相談内容等を所定の用紙に記し、書面でハラスメント防止委員長（以下「防止委員長」という）に報告するものとする。

2 相談員は、相談者が当事者間の話し合いによる調整を希望する場合は、書面により防止委員長に報告するものとする。

3 相談員は、相談後問題が解決に至らない場合に、相談者等の意向に基づき、学院に対して苦情の申立てを書面で防止委員長に報告するものとする。ただし、緊急の場合には、相談員は相談者等から苦情の申立てがなくても防止委員長に調査を要請することができる。

(委員会への出席等)

第9条 相談員は、関連する委員会の委員長から要請があるときには、当該委員会に出席し、相談内容に関する説明等を行わなければならない。

2 相談員は、必要と認められる場合には、外部の専門家や防止委員長に意見を求めることができる。

(事務局)

第10条 相談者及び相談員の面談等の調整は、相談者が教職員である場合は人事局人事サービスグループが、相談者が学生である場合は学生局学生センターがそれぞれ行う。

2 記録書類はすべて防止委員会事務局で一元管理し、厳重に保管する。

(プライバシーの保護と守秘義務)

第11条 相談員は、ハラスメントに関し職務上知り得たあらゆる情報の秘密を厳守するとともに、関係者のプライバシーを保護し、人権を尊重しなければならない。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、防止委員会の議を経て、学院の定める手続きによる。

附則

1. この規程は、2003年（平成15年）4月1日から施行する。

2. 本規程は、施行後、1年後に見直しを行うものとする。

附則

この規程は、2005年（平成17年）4月1日から改正、施行する。

附則

この規程は、2008年（平成20年）7月1日から改正、施行する。

附則

この規程は、2010年（平成22年）4月1日から改正、施行する。

附則

この規程は、2011年（平成23年）4月1日から改正、施行する。

(以 上)